

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成27年3月に策定した「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が令和元年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、教育・保育の拡充や質の向上を目指す令和2年度からの新たな計画「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するものです。

2 計画の性格

子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「長野県子ども・若者支援総合計画」）をはじめ、「長野県家庭的養護推進計画」「長野県障がい者プラン2018」などの県の関連諸計画との整合を図ります。

3 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況

- ・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化
- ・きょうだい数の減少
- ・共働き家庭・非正規労働者の増加

⇒子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要

2 第一期 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の進捗状況

現行計画（計画期間：平成27～31年度）に掲げた指標  
指標については、里親委託率及び母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率を除き、目標を達成

3 長野県子ども・若者支援総合計画の進捗状況

「次世代育成支援対策推進法」に基づき作成した計画（計画期間：2018年度～2022年度）

指標については、概ね目標に沿って増加

計画の基本理念等

1 基本理念

子どもが生来持っている力を発揮して、心身ともに健やかでたくましく成長できるよう、また、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、社会全体で子ども・子育て支援に取り組む。

2 基本目標

「みんなで支える子育て安心県」の構築

3 達成目標の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、「社会福祉審議会 子育て支援専門分科会」において、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

基本指針追加事項

- ・施設等利用給付の円滑な実施の確保
- ・幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備について
- ・「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記
- ・児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養護の見直しに伴う追記
- ・医療的ケア児について

具体的施策の内容

第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 区域の設定

- ・幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方を定める単位として「区域」を設定 → 保健福祉事務所単位の10区域

第2節 教育・保育の需要と提供体制の確保

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の数値の積上げを基本として、県全体及び10区域について、教育・保育の需要と提供内容を定める。

【県全域】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	必要利用定員総数 A	10,461	10,267	9,996	9,705	9,428
	利用定員の合計 B	10,708	10,513	10,277	10,005	9,757
	今後必要となる定員数 C=B-A	247	246	281	300	329
2号認定	必要利用定員総数 D=E+F	37,542	36,980	36,062	35,241	34,450
	教育ニーズ ※1 E	2,564	2,543	2,462	2,412	2,358
	保育ニーズ F	34,978	34,437	33,600	32,829	32,092
	利用定員の合計 G	37,295	36,734	35,781	34,947	34,121
今後必要となる定員数 H=G-D		▲247	▲246	▲281	▲300	▲329
3号認定	必要利用定員総数 I	17,412	17,342	17,349	17,412	17,421
	利用定員の合計 J	17,232	17,231	17,293	17,395	17,421
	今後必要となる定員数 K=I-J	▲180	▲111	▲55	▲17	0

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足 L=C-E	▲2,317	▲2,297	▲2,181	▲2,112	▲2,024
保育ニーズに対する過不足 M=H+E	2,317	2,297	2,181	2,112	2,024

- 保育所等の認可・認定に際し、当該区域の確保方策の数値が県計画で定める量の見込みに達している場合、需給調整を実施
- 幼稚園の認定こども園への移行推進のため、幼稚園の設置状況や移行希望を勘案し、需給調整にならないよう量の見込みに「県計画で定める数」を上乗せ → 県全体で○人分設定
- 県内待機児童がH31.4.1時点で80人おり、保育の受け皿や保育士確保のため、保育士人材バンク、修学資金貸付等事業及び地域型保育事業等設置促進事業により待機児童抑制を図る
- 長野県の独自基準で認定している「信州やまほいく（信州型自然保育）」の普及を図る
- 信州幼児教育支援センターをH31.4.1に設置し、研修機会の確保や幼保小接続の推進、保育実践の質の向上等に寄与する取組を展開し、また、幼児教育アドバイザーの質の向上等、研修支援体制の強化を図ります。
- 「新・放課後子ども総合プラン」において都道府県行動計画等に盛り込むべき事項  
→ 研修の実施回数等：年4回の研修会  
→ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携、配慮を必要とする児童への対応：総合的なあり方の検討の場として、「推進委員会」を設置する

第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず子どもの受け入れが可能な認定こども園への移行を推進（特に「幼保連携型認定こども園」）
- ・教育ニーズに対する提供側の不足を踏まえ、幼稚園の認定こども園化とともに、幼稚園の少ない地域では保育所の認定こども園化も推進 → 認定こども園数 77（令和元年度）⇒90（令和6年度）

第4節 施設等利用給付の円滑な実施の確保

- ・施設等利用給付事務の執行や権限の行使に際し、市町村との連携を図る。県から情報提供する。

第5節 教育・保育等、従業者の確保及び資質向上

- 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のため取組の促進
  - ・園と小学校の現場を互いに理解し、学びの連続の実現を図ります
- 保育所等の従事者、資質向上
  - ・養成校新規卒者に対する県内施設への就職の働きかけ
  - ・潜在保育士等人材の発掘と人材情報の集約・提供体制の整備
  - ・キャリアアップ研修等、資質向上のための研修の実施
- 地域子ども・子育て支援事業の従事者
  - ・子育て支援員を認定する研修の実施
  - ・「放課後児童支援員」の資格取得のための研修の実施

第6節 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町村が計画に従い、地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施できるよう、県としての支援の方向性を記載

第7節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- ・市町村計画策定時において、市町村の区域を超えた調整が必要な場合には、県が広域調整を実施

第8節 教育・保育情報の公表

- ・教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、様々な媒体を通じて公表

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 児童虐待防止対策の充実

- 子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行う

第2節 社会的養護体制の充実

平成28年の改正児童福祉法の理念の実現に向けて、令和元年度中に長野県社会的養育推進計画（仮称）を策定し、関連施策を推進する

第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

第4節 障がい児施策の充実

医療的ケアが必要な障がい児が増加していると言われており、県内においても関係機関が連携することにより、医療的ケア児が地域で安心して在宅生活ができるよう環境を整備する必要がある  
→ 医療的ケア児のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材の養成していく